

女性差別容認の「伝統・慣習」を復活させる地方議会決議に反対し、
あらゆる社会的・経済的関係において男女平等の社会をめざす声明

05年9月、徳島県議会の定例会議に対して、「日本固有の伝統と文化の伝承、それに基づく礼節を備え得ることのできる教育を付与する責務があるとの立場」から、「男女共同参画社会基本法」の廃止もしくは抜本的改正を求める請願が提出され継続審議となっている。ジェンダーフリー教育を否定する動きは、2002年頃から急速に進められており、その旨の請願や陳情は、鹿児島県議会や千葉県議会などですでに採択されている。

しかし、このような動きは、女性差別を固定化するために伝統や慣習を主張するものであって、女性の幸福追求権を侵害し、女性への人権侵害を助長するものであり、憲法に保障された個人の尊厳及び両性の本質的平等の実現に逆行するものである。また、女子差別撤廃条約第2条は「女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること」を定めているが、締約国である日本も、これを遵守しなければならない立場にある。地方議会においても、上記のような請願の採択は、到底認められるものでない。

いま、女子差別撤廃の流れは、生来の生物的性差ではなく社会的・文化的に形成された性である「ジェンダー」を解消するためのプログラムが各国で検討され実践に移されている段階にある。日本でも男女共同参画社会基本法が制定され、地方自治体で基本計画が策定されて実態調査が定期的に行われるなど、女性差別の解消に向けた動きが進められている。雇用の場においても、男女差別解消に向けて雇用機会均等法を06年に改正する検討が行われている。上記の地方議会決議を求める陳情や請願は、これらの流れに真っ向から反するものである。

自由法曹団は、「日本古来の伝統・慣習」を女性差別固定化のために復活させようとする地方議会決議に強く反対するとともに、今年度改定される男女共同参画社会基本計画が男女差別をより解消する方向へ前進することを求め、あらゆる社会的・経済的関係において男女平等の社会をめざして取り組むものである。

2005年12月21日

自由法曹団団長 坂本 修

